

再掲すると、児童相談所（80.0%）、福祉事務所（11.0%）、精神保健福祉センター（1.6%）、女性センター・婦人相談所（3.5%）、病院のSW（1.6%）、学校・学校カウンセラー（14.8%）、その他（15.2%）＝弁護士、児童館など、である。以降、上記のうち児童相談所以外のものを「その他の相談機関」とする。

「児童相談所」と「その他の相談機関」の組み合わせの比率を見ると、児童相談所のみのもので全体の6割弱（52.9%）、全体の2割強（23.2%）が、児童相談所とその他の相談機関の重複である。残りの約2割は児童相談所が関わらなかったものであるが、うち約半数が（30名、全体の9.7%）がどの相談機関も関わっていないまま自立援助ホームの利用者となっている。これらのうち半数強（18名）は前項2）における「非行系」のみの利用者である（次項3-4-4）。

4）入所時年齢との関係

関わった相談機関を入所時の年齢別に見ると、児童相談所が関わっていなかったものは19歳以上のところで相対的に高いが、一方で17歳以下の児童福祉法上の「児童」においても一割前後存在していることを確認しておきたい。

5）入所打診機関・施設との関係

「養護系」のものを入所打診は、多くが児童相談所（50.5%）か児童養護施設（34.7%）からである。「非行系」のものを中心は児童相談所（36.4%）と家庭裁判所（24.2%）であるが、「養護系」に比較して入所打診が多様であることがわか

る。

2 ホーム利用の制度的根拠

（2006年調査）

最も多いのは児童相談所からの「援助措置（児童福祉法27条第7項）」であるが（45.0%）、2割は任意の契約（20.8%）である。補導委託（13.8%）、一時保護（11.9%）もそれぞれ1割強になる。「援助措置」を中心とするが、利用の制度的根拠は多岐にわたり、任意の利用もあることがわかる。

入所時の年齢別では任意の契約は19歳以上に多いが、18歳未満でも1割は任意の契約による利用である。

支援機関別に見てみると、「養護系（15.6%）」「非行系（18.2%）」のみのもので「養護＋非行」系（26.0%）のものが「任意の契約」である比率が高い。これは「援助措置」の比率の違いではなく、一時保護や補導委託の低さを反映している。問題が深刻、複雑であるほど「任意の契約」になりがちな可能性を示唆している。

家庭裁判所や児童相談所以外から入所を打診されたものに「任意の契約」が高いが、この両機関から打診を受けたものでも、少数ではあるが「任意の契約」でのホーム利用がある。

3 他機関からの支援（2006年調査）

（1）入所中の他の支援機関

入所中の支援に関して、ホーム以外に役割と責任を持ち、支援を行っている機関についてたずねた。30.0%が特にな

と回答している。関わった機関で最も多いのは児童相談所の44.2%である。家庭裁判所と保護観察所は合わせると16.5%になり、児童相談所について多い。

支援機関別に見てみると、「養護系(26.7%)」「非行系(23.6%)」のみのものより「養護+非行」系(41.1%)が「特にない」の比率が高い。問題が深刻、複雑であるほど他の支援機関が得にくいという可能性を示唆している。

入所打診機関別に見ると、「特にない」の比率は「児童相談所からの打診」が19.6%で最も低い。しかし逆に言えば、児童相談所からの打診であっても、2割はその支援を受けていないことになる。

(2) 本来支援すべき機関

入所中の支援に関して、ホーム以外に、本来役割と責任を持つべき公的機関はどこかをたずねた。「特にない」は半数で(50.2%)、半数は本来役割と責任を持つべき他の公的機関があると考えられている。

その中で最も多いのは「児童相談所(24.3% 総数に対する比)」である。ついで「福祉事務所(8.4%)」で、「自治体(4.2%)」を含めると37%、「特にない」をのぞくと7割強が、自治体に属する機関の役割と責任を求めていることになる。入所型施設等はむしろ少数である。また「特にない」は、男性(62.9%)に比べて女性(28.1%)に低い。女性のほうがより問題が複雑化、深刻化し、現在の自立援助ホームのみでは対応が困難になる事例が多くなるのが、示唆される。

他の公的機関で本来なされるべきであ

ると考えられる内容を、自由記述欄からいくつかあげる。

- ・ 養護施設であろうと、自立支援施設であろうと、自立援助ホームであろうと、又、学校に通っていようと、働きに出ていようと、愛護すべき児童であることにはかわりはない。養護施設における、措置費相当の運営面でのお金はいただきたい。(男・児童相談所)
- ・ 両親からの虐待で家出→措置との連絡であったが、入所してからぶ厚い児童票がとどき、ADHDであることが判る。入所からは、福祉司は協力的ではなく、ホームでの支援が限界であることを訴えても同じであった。すべてをきちんと報告し、ホームがダメであった時の次の行き場所の確保も必要であると思う。(女・児童相談所)
- ・ もともと児相とつながっていたところが、家裁が関わった経緯から児相とのつながりはきれた形となってしまった。委託後もかかわりをつづけ生活をしていたので、継続してかかわるべき。特に母子関係の調整の面で、又、家裁からのケースだと児相の情報提供(児童票など)が少なく、施設も問いあわせても答えてくれなかった。その点において児相が積極的に施設側にもはたらきかけてほしかった。法的な問題。違いによるところの矛盾。(男・児童相談所)
- ・ 児童福祉法第27条による措置である以上、継続的なかかわりが必要だと考えます。本児童に関しては、利用決定通知書は届きましたが、本ホームでの具体的な支援方針が含まれておりません。(例：短、中、長期的な支援方針等) 本来ならば、それらが示

された上で、いっしょに生活する我々の意見とも合わせ、より本児にとって必要だとされる支援策と考えていく必要があると思います。(男・児童相談所)

- ・ 担当の福祉司は本人にとって頼りになる一人であり、あつい信頼をもっていた。彼女がホーム内での暴力にあった時(被害者)も、すばやく緊急一時を手配し、その日のうちに避難させた。(女・福祉事務所)
- ・ 本人は知的障害を持つ。本来、福祉事務所がやるべき事を、障害者福祉事業団や心身障害者福祉センターが役割を果たしていた。(引越しや家族との連絡)。福祉事務所では、実際にうごく現金のみを扱っている感があり、本人ともホーム入所時に初対面だと言う。本人との関係のうすさにおどろく。ホーム入所してからも、実際うごいてくれるのは、就労支援担当のジョブコーチだけで、本人もジョブコーチを非常に信頼していた。結局は、ホームと共に、生活支援までしていたのはジョブコーチ。(女・福祉事務所)
- ・ 施設を出てホームに来てからよく病気をする子どもでした。国保料はわずかで何とか本人やホームで支払うことができましたが、無職で医療費が払えず、私達が立て替えた分が随分あったと思います。施設を出て、生活が安定する間医療費の補助について考えてゆかねばならないケースでした。(福祉事務所)
- ・ 現場に委ねすぎずに関係者会議等をもって、状況の共有をし、方向等を話し合うべきだったのではないかと思います。(保護観察所)
- ・ 本人が幼い頃から「家」として育ったから施設長又は指導員が親代わりとして励ましたり面会に来るべきだが、一度も来なかつた。(児童養護施設)

- ・ 一時的な保護を打診したが、拒否された。ホームに入居後も、一時的な(相互の)宿泊などを出身児童施設との間でできればと考えている。(男・児童養護施設)
- ・ 「特にない」では困るのだが、現状思いつかない。入所期間中、彼女が事件に巻き込まれた時、又は事件を起こした時どうしようかというのは、ずっと悩んでいた。児童福祉法にも、生活保護法にも、売防法にも乗ることができず、『現状』で責任を当ホームがおう覚悟をもって、入居せざるをえなかった。(女)

4 入所までにどのような生活をしてきたか(2005年調査)

(1) 入所直前は誰とどこで暮らしていたか

1) 入所直前の同居家族と生活場所

自立援助ホームへの入所直前に「親」と住んでいたものは、利用者全体の4分の1弱に過ぎず、うち半数は単親世帯である(両親 5.5%、継父母 5.2%、父親 5.2%、母親 7.1%)。その他の親族との同居(6.1%)を含めても、血縁を基礎とした家族・親族を単位として生活していたものは全体の3割に過ぎない。入所直前の生活の場が社会的施設であったものは、全体の4割弱である(児童養護施設 21.6%、児童自立支援施設 6.1%、少年院 3.9%、その他の社会福祉施設・機関 6.8%)。また、子どものみでの生活(1.0%)、ひとりで生活(7.1%)、友人・知人と同居(9.3%)等、2割弱のものが監護者を欠くと思われる状態で生活をし

ていたことにも留意しておきたい。

2) 入所時年齢との関係

さしあたり 2 点を指摘しておきたい。ひとつは、18 歳未満の「児童」でひとりでの生活や友人・知人との生活等監護者のいない生活をしてきたものの存在である。今ひとつは、同じく 18 歳未満で児童養護施設から直接入所してくる児童の存在である。児童養護施設が直前の生活場所であった 67 名のうち 44 名 (65.7%) が 18 歳未満にあたる。これは入所の理由である「家族が養育できない事情」が解決していないにもかかわらず、施設を退所、すなわち公的責任を伴う入所「措置」を解除された子どもの存在を示唆している。

3) 入所打診機関・施設との関係

家族・親族と同居していたものは、児童相談所からの入所打診が比較的多い。また監護者を欠く生活のものは児童相談所とともに家庭裁判所からの入所打診が比較的多く、非行問題との関連をうかがわせる。児童養護施設から入所打診があったもののほとんどは、直前の生活場所が児童養護施設である。児童養護施設が直前の生活場所であった 67 名のうち 35 名 (52.3%) が児童養護施設からの入所打診で、児童相談所からの入所打診は 27 名 (40.3%) である。前項で述べたように、この 67 名の 3 分の 1 は 18 歳未満の児童である。すなわち「措置解除」に関わる入所打診が、責任機関である児童相談所ではなくて、措置を委託された児童養護施設からなされる例が少なくないこ

とが示されている。

4) 関わった施設・機関との関係

「相談機関のみ」では「家族・親族」と生活していたものが、比較的多い。「養護系」では児童養護施設が直前の生活場所であったものが多いが (55.4%)、残りである約 4 割は「家族・親族」での生活 (あるいはひとり) であり、いったん施設を退所し家族との生活を再開したもののうまくいかなかったことになる。「養護系+非行系」では「家族・親族」との生活は少数に留まり、「ひとりでの生活」の半数以上が (12 名/22 名) この分類に含まれるなど、問題の複雑さと深刻さが伺える。

(2) 入所前にどのような困難を経験したか

1) 本人が入所前に経験・直面したこと
入所前にそれぞれの利用者がどのような困難に直面してきたか。各ホームの職員が把握している限りにおいて、その一端を見てみよう。

まず、多くの利用者が何らかの直接的な被害にあっている点を確認したい。非行・犯罪の被害 (20.0%)、いじめの被害 (19.7%)、養育者からの虐待 (47.1%) などが、これに関係する項目である。前述のように半数弱の利用者が「非行系」の施設・機関と関わっているから、これはなんらかの「加害者」になっている場合が多いことを意味する。一方で何らかの被害者になっていることは、総じて彼らの生活の中に、力による支配・被支配の関係である「暴力」が浸透しているこ

とをうかがわせる。約半数が養育者からの虐待を経験していることも、留意しておきたい。

第2に、養育者の不在と生活の場の不安定・喪失に現される、社会的孤立と貧困である。親や保護者の死亡（13.5%）、親や保護者の行方不明（18.7%）、住むところが決まっていなかったこと（26.8%）、ひとりで、あるいは子どもだけで生活していたこと（7.7%）、行くところがなくて駅や路上・車中で寝泊りをしたこと（11.0%）、返済に困る借金（7.7%）等がこれに関係する。住居の不定や路上等での寝泊りの結果は、その重複を考慮しても3分の1の利用者が「ホームレス」の状態を経験していることになる。

第3に、おそらくは上記と関わって起こるところの、所属や活動する場の喪失である。これらは、学校や職場の問題として現れる。解雇（6.1%）、仕事や学校など通う場所がなかったこと（16.5%）、学校の長期欠席・不登校（26.1%）、停学・退学（20.0%）等、こうした問題は、貧困と関わって生起する社会的排除の問題として理解されうる。

最後に、複数箇所の施設・里親等での生活体験（18.1%）である。これは生活の場が不安定という意味で貧困の一側面であるし、社会的養護の場の度重なる変更という点で社会的排除の一側面でもある。また子どもにとって養育者の度重なる変更という点で、「ケアの連続性」という原則からの逸脱である。もちろんこれらの諸点は、複数の施設体験を経験している利用者のみの問題ではない。しかし困難にある子どもをいったん社会的養護

の場で受け止めた、その後の困難さを象徴的に示しているという点で、留意する必要がある。

2) 困難の重なり

こうした経験が個々の利用者にとどのようになら重なり合っているのかを整理しよう。すべてのものを対象にすることはかえって煩雑になるので、入所時年齢が15歳以下のもの、17歳のもの、20歳以上のもの計125名に限定して、一覧を作成した。まず17歳の3名と20歳以上の3名を除いて、すべての利用者がここで取り上げた諸困難を経験している。また多くの場合、一人の利用者が複数の問題を重複して経験していることが確認できる。

ところで前項で便宜的に分類して検討した「何らかの被害」「社会的孤立と貧困」「社会的排除」に関わる項目をそれぞれⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類とし、それぞれの中で最低ひとつ以上回答のあるものを抜き出してみよう。結果、Ⅰ類「何らかの被害」を経験しているものは60.0%、Ⅱ類「社会的孤立と貧困」に関わる困難を経験しているものは56.8%、Ⅲ類「社会的排除」に関わる困難を経験しているものは55.2%である。また類ごとの重複を見ると、直面した困難がひとつの類のみなのが32.0%、二つの類にまたがるものが37.6%、3つの類のすべてを含むものが20.8%である。入所時の年齢別にみても、そう大きな違いはない。利用者の経験してきた困難が、複合的であることが理解できる。

(3) 本人の親はどんな困難を経験してきたか

1) 本人の親が入所前に経験・直面したこと

各利用者の親の直面してきた困難について、それぞれの職員が知りえていることには限界があるだろう。前節の利用者についても同様であるが、直接生活を共にする中で、あるいは直面する困難に対処する必要に応じて、直接知りえる機会がある。しかしその親との関わりには濃淡があるし、知りえることも部分的であろう。こうした限界があるにせよ、以下職員が把握している限りで、親の生活がどのような困難の中で営まれていたのか、確認しておきたい。

比率の高い項目から、全体の特徴をつかんでみよう。離婚(56.1%)がもっとも多く、次に経済的困難(生活保護受給20.6%、経済的困窮31.9%、多額の借金9.7%)、精神的な疾患・障害(13.5%)、薬物・アルコール依存(11.6%)、夫から妻への暴力(DV、10.6%)が続く。家族の「崩壊」と経済的貧困、疾病、暴力といった問題が、家族における子どもの養育を破綻させていることが伺える。

やや詳しく見よう。犯罪の被害(0.6%)、火災・災害の被災(1.0%)、事故・怪我(1.9%)といった広義の「事故」の比率は高くない。しかしながら、上記のような諸問題と重なって起こるとき、より深刻な結果を導くであろうことは容易に想像できる。これらの項目は次項において、I類「広義の事故」として検討される。

長期の入院(3.2%)、長期の疾病(6.4%)、薬物・アルコール依存(11.6%)、

身体障害(0.6%)、知的障害(3.9%)、精神的な疾患・障害(13.5%)といった健康上の問題は、ある意味「伝統的」な貧困の要因である。ここでは、特に精神障害・薬物依存が子どもの養育を困難にさせていることを、確認しておきたい。これらの項目は次項において、II類「疾病・障害」として検討される。

家族関係に関わることがらを検討する。離婚(56.1%)は、こうした疾病や経済的貧困と関わりあうとき、子どもの養育を困難にする大きな要因になる。DV(10.6%)はより事態を深刻化させるだろう。これらは次項において、III類「家族関係」として検討される。

職業・住居・収入といった、生活基盤に関することがらを見よう。長期の失業(6.1%)、解雇(1.6%)、多額の借金(9.7%)、破産(2.3%)、住むところが決まっていなかったこと(4.5%)、生活保護受給(20.6%)、経済的困窮(31.9%)といった状況は、これらの家族の貧困を示している。住居の不定は比率が高くないように見えるが、子育てをしている家族の住居がないという状態を考えると、深刻さがうかがえる。これらの項目は次項において、IV類「生活基盤」として検討される。

拘禁(6.8%)は稼働者・養育者の不在を意味するが、同時に上記のような生活におかれているものの犯罪の加害者になるリスクの高さ、という文脈でも理解しうるだろう。児童養護施設・里親で生活をしたこと(2.6%)は比率が低いように見えるが、一般人口の中でのこの比率の低さを考え合わせると、無視できない。

社会的養護を離れた子どもたちの、その後の生活の困難と支えのなさを示すように思われる。

2) 困難の重なり

こうした諸困難の重なり合いを検討する。前節と同様、入所時年齢が15歳以下のもの17歳のものと20歳以上のもの125名について、整理する。どの項目にも記入がなかったものは22名(17.6%)で、前節の利用者の経験の無記入(6名)に比して高い。特に20歳以上で多いことがわかる(26名中11名/42.3%)。この理由として、①入所年齢が高いほうが家族の生活困難の度合いが低い、すなわち「該当なし」、②成人になっての入所なので家族の情報を集める必要が低い/情報が入って来にくい;すなわち「不明」、といったことが考えられる。これまでの関わった機関や子どもの経験の検討では、年齢による大きな違いは見られなかったからおそらくは後者であろうと思われるが、ここではこれ以上の検討の材料を持たない。

この無記入の22名を除くと、多くはいくつかの項目に重複している。また、前項で便宜的に分類して検討したⅠ類「広義の事故」を一つでも経験しているものは3.2%、同Ⅱ類「疾病・障害」は31.2%、Ⅲ類「家族関係」は56.8%、Ⅳ類「生活基盤」は49.6%である。Ⅱ類とⅢ類は入所時年齢が低いほど比率が高く、家族の疾病や離婚などが子どもの年齢が低いほど影響が大きいことが伺える。経済的困窮の問題は、どの年齢層でも高い。

類ごとの重複について見ると、単一の

類のみのものは34.4%、二つの類にまたがるものは32.0%、3つの類を含むものは12.0%、4つすべてを含むものは0.8%である。これらの比率は、記入のない22名を「不明」として扱った場合、より高くなる。いずれにせよ、多くが異なる性格の問題を重ねて経験していることを、確認しておきたい。

(4) 入所時の状況と予想

1) 入所時に仕事をしてきたか

入所時に、「仕事についていた・決まっていた」ものは18.1%である。約6割が「求職活動をしてきた・開始した」(57.7%)状態で自立援助ホームの生活をスタートさせている。「求職活動より生活や心身の安定を優先すべきと考えられた」ものは16.8%で、多くのものは就労を前提とした自立援助ホームでの生活であるが、現実に就労が決まっていたものはその少数であることに留意しておきたい。この点は後に退所時・現在の就労とあわせて検討する。また進学を希望していたものは3.2%である。

2) 入所時点で予想された入所期間

約半数が「年単位の入所の予想(49.0%)」であり、「数ヶ月程度の予想(37.1%)」とあわせると全体の9割近くになる。しかし「緊急的・一時的な保護(10.0%)」機能を合わせて持つことには、留意しておく必要がある。

入所時年齢、入所打診機関、関わった機関ごとに見ると、①年齢が低いほど予想が長期になる、②家庭裁判所からの打診では「数ヶ月」が多い(64.9%)、③「非

行系」と「養護系」では後者が長期の予想が多い、④「緊急・一時的保護」は「非行系」が多い（31名中21名）といったことが読み取れる。

退所者に限って実際の在籍期間との関係を見ると、一定の相関は見られるものの、むしろ予想と異なる結果になっているものの存在に注意しておきたい。特に予想より短期になるものが多いように思われる。たとえば「年単位」が予想されたもののうち、実際に1年を超えて在籍したものはその約3分の1（37.1%）であり、半年以下の在籍が3分の1弱（29.1%）である。一方で「緊急・一時的保護」「数ヶ月」のもので1年を超える在籍になったものは、それぞれ10.0%、20.1%である。予想より長期化するのとは、おそらく当初の予想より利用者の問題と取り巻く状況が深刻だからだろう。一方予想より短期化するのとは、①予想より早く状況が好転した、②必要にも関わらず退所することになった、のどちらかが考えられるが、ここでは検討の材料を持たない。

5 退所者はどのような状況でホームを離れたか（2005年調査）

（1）「自立できる見通し」が退所の理由であるかどうか

1）退所の理由

「自活できる見通しがついた」ことが退所理由であるものは、全体の4分の1（26.4%）である。利用者の多くは、問題を抱えながらホームを離れていることがうかがえる。これが比較的高い割合で

出てくるのは、養護施設からの入所打診（41.7%）、「養護系」機関のみのかかわり（42.6%）である。「家族で暮らすことになった」ことが退所理由であるものは、全体の16.0%である。これは比較的「養護系」に少なく（6.4%）、「非行系」に多い（30.3%）。「本人がホームでの生活を拒否した（16.6%）」「本人の行方不明（6.7%）」が退所理由であるものは、全体の4分の1弱になる。これらは何らかの支えが必要であるにも関わらず、ホームを離れた利用者の存在を示す。「規定の年齢に達したこと」が退所の理由であるものは、2.5%である。規定の年齢を設けているホームが少数であることを、反映していると思われる。「その他」がもっとも多く、28.2%になる。これらの詳細について、今後の検討が必要である。

2）現在の年齢による検討

表5-1-2は、調査時点での年齢ごとの退所理由である。調査時点は退所から1年以内であるので、この年齢は退所時の年齢に近似している。特徴的なことは、年齢が高いほど、「自立の見通し」を退所の理由とするものの比率が上がることである（16歳8.6%、18歳25.2%、20歳以上43.3%）。また「本人の拒否」「行方不明」は年齢の低いところで多い。たとえば行方不明のほとんどは、16歳と17歳である。すなわち退所時の年齢が高いほど、退所時の安定度は増すことになる。

（2）住むところはどこか

1）退所時と現時点の住居

住み込み（12.9%）、アパート・下宿

(23.0%)、親と同居(16.6%)といった、相対的に「安定」している住居を退所時に確保できたものは、全体の約半数である。もちろん住み込みは離職とともに住居を失うことを意味するし、親との同居もその家族の生活の不安定さを考えると、これらは留保付きの「安定」であることは前提としておきたい。5.5%は社会福祉施設等への入所である。兄弟・親族宅(4.9%)、友人・知人宅(11.0%)といった暫定的な性格を持つ住居や、決まっていなかった(3.1%)、不明(6.1%)といった不安定さが予想される形態をあわせると、4分の1になる。

退所後の住居の変更があった場合を見たい。調査時点は退所してから1年以内である。この間に約4分の1にあたる41名が住居を変えているが、うち11名は変更先が不明である。退所後の生活の不安定さがうかがえる。

2) 年齢等との関係

前項と同様、現在の年齢(退所時の年齢に近似)ごとに見よう。まず、すべての年齢でほぼ、すべての住居形態があることがわかる。「住み込み」「アパート」「親との同居」という「安定」しているところの合計の比率は、年齢が高くなるにつれてやや上がる(16歳45.8%、18歳56.5%、20歳以上67.5%)。このうち16歳では、親との同居が高い(28.6%)。また、「兄弟・親戚」「友人・知人」といった暫定的性格を持つ住居は、年齢が低いほうに高く(16歳31.5%、18歳18.8%、20歳以上2.7%)、前節の「退所の理由」の検討と同様、年齢の低い時点での退所

がより深刻であることを示している。特に16歳での退所の4分の1近くが「友人・知人」(22.9%)であることは、その後の生活の不安定さをうかがわせる。

(3) 仕事をしてきたか

1) 退所時の仕事

退所時に仕事をしてきたものは、52.8%である。半数近くのもの、仕事を持たない状態でホームを離れることになる。仕事の具体的な内容の一覧を、末尾に示す。男女とも総じて熟練を必要としない仕事が多い。雇用形態はここでは調査項目に入っていないので、後の現在の仕事に関して検討する。

2) 入所時の仕事の有無との関係

前に(4)-1)で検討した入所時の状況ごとに、退所時の仕事の有無を検討しよう。入所時に仕事をしてきたものの80.8%は退所時も仕事をしているが、残りの2割は退所時に仕事をしていない。また入所時に求職中であったものの約半数は退所時に仕事をしているが(53.0%)、残りの半数弱は仕事についていないことがわかる。援助ホームでの支えに関わらず仕事につくこと、継続していくことの難しさがうかがえる。

(4) 手持ち金はあったか

1) 手持ち金の有無と金額

退所時に手持ち金があったものは、41.7%である。不明をのぞくと、約半数が手持ち金無しでホームを離れている。手持ち金の金額の記入があった56名のうち、10万円未満が15人、10万円～20

万円未満のものが12人と、当座の家賃・生活費がまかないきれない金額のものが多い。

2) 退所理由、退所時の住居等による違い

退所理由ごとに手持ち金を見ると、「自活できる見通し(67.4%)」で退所したものに手持ち金所持の比率が高く(67.4%)、金額も高めにシフトしている。また退所時の住居が「アパート等」であったものに、所持の比率が高い(75.7%)。しかしながら、こうした相対的に「安定」していると思われる利用者においても、3分の1から4分の1は手持ち金無しでホームを離れることになる。

6 在籍者と退所者はそれぞれ現在どのような状況にあるか(2005年調査)

(1) 高校を卒業しているか

1) 学業達成

利用者のうち、高校等を卒業しているものは12.6%である(高校卒8.7%、短大・大学卒1.3%、専門学校卒2.6%)。中卒は47.1%、高校中退は31.9%である。こうした学業達成の低さは、利用者の直面してきた困難の結果であると同時に、これからの選択肢や可能性を大きく制限する方向に作用する。

2) 年齢等との関係

高校卒が比較的多いのは、入所時年齢が19歳以上(35.2%)、「養護系(17.8%)」であるが、それでも少数であることに変わりはない。他、入所時年齢、入所打診

機関、関わってきた機関の違いに関わらず、ほぼすべてのカテゴリで中卒と高校中退が多数であることは共通している。

(2) 仕事についているか、学校などに通っているか

1) 現在何をしているか

仕事をしているものは、在籍者で74.1%、退所者で44.8%である。学校に通っているものはそれぞれ2.8%、4.3%、その他の場所に通っているものはそれぞれ1.4%となしであり、これらを含めて通常の通う場所や活動があるものは在籍者の78.3%、退所者の49.1%である。仕事を探しているものはそれぞれ15.0%、5.5%、「特に何もしていない」ものは4.8%と10.4%である。また退所者は、「その他(10.4%)」と「不明(24.5%)」が多い。特に、退所者の半数が、仕事・学校など所属や通うところを持たない、社会的に排除された状態にあることになる。退所者の就労率が在籍者のそれを下回することは、仕事につくことのみならず、仕事を続けること自他に社会的支援が必要であることを示している。また支援が在籍者の2割が所属がなく、ホームでの支えが彼らの社会関係の中心であることになる。

2) 入所時の状況、退所時の仕事の有無、年齢等との関係

「入所時の状況」との関連を見てみよう。在籍者では、入所時に仕事をしていたもののうち90.0%、入所時に求職していたものの79.7%が、調査時点で仕事をしている。前項と同様、仕事を得ること

と続けることに関するホームの支援の重要性がうかがえる。これらは退所者の65.4%、45.0%より、それぞれ高い。一方、入所時に進学を希望していたもののうち調査時点で学校に通っているものは、在籍者で8名中3名、退所者で2名中1名、合計で11名中4名である。

退所時に仕事をしていたもののうち、調査時点で仕事についているものは65.1%である。前に見たように退所月は一年を通して分散しているから、退所してから調査時点までの平均値は約6ヶ月ということになる。これをもとにすると、半年で約3分の1が仕事を離れると、仮定的に考えることが出来る。退所時に仕事をしていなかったもので、調査時点で仕事をしているものは23.5%で、何もしていないものは17.6%である。支えのない中で仕事に就くことの困難さが、ここでも確認できる。

3) 年齢等との関係

年齢、入所打診機関、関わり機関とのクロス表を末尾に示す。年齢別に見ると、在籍者では年齢による大きな違いは見られないのに対して、退所者では年齢の低いほうに就労の比率が低く「何もしていない」ものの比率が高い(16歳就労25.7%、何もしていない20.0%、20歳以上同76.4%、2.7%)。低い年齢で支援のない状態に置かれる困難を、うかがわせる。また「関わり機関」では、退所者において「養護系」に比較して「非行系」「養護系+非行系」で、就労の比率が低く「何もしない」が高い(養護系就労53.2%、何もしない4.3%、非行系同

35.0%、12.5%、養護+非行同34.9%、18.6%)。

4) 仕事をしているものの雇用形態

仕事をしているもののうち、20.2%が正規雇用で、65.0%が非正規雇用である。利用者の8割が中卒あるいは高校中退であるが、これは正規雇用での就労を難しくさせている要因のひとつであろう。退所者のほうが、正規雇用の割合がやや高く(在籍15.9%、退所26.7%)、また低年齢では正規雇用の割合が低い(16歳4.3%)、いずれにしても全般的に正規雇用の比率が低いことが特徴である。

5) 仕事をしているものの収入

収入の記載があったものの1ヶ月の収入は、全体の半数弱が12万円以下であり、15万円以下を合わせると4分の3をしめる(～5万円4.4%、6～9万円13.1%、～12万円29.2%、～15万円28.5%)。在籍者に5万円以下が見られるのは、就労の経験を持つことを目的としてとりあえず「アルバイト」をする、ということであろう。22万円以上は退所者にのみ見られるが数は少なく(2名)、大雑把な分布は在籍者、退所者とも変わらない。

雇用形態別にみると、非正規雇用がより低い収入の分布を示しており、雇用形態が安定することの重要性がわかる。しかし正規雇用にしても全体の4分の1が12万円以下であり、全体的な収入の低さという点では、共通している。

6) 仕事についてからの期間・仕事内容不明のものを除いて、現在の仕事についてからの期間3ヶ月以内(43.4%)のものが多く、在籍者では半数近く(47.8%)にのぼる。退所者は不明が多く参考程度であるが、3ヶ月未満のものは31.3%であり、在籍者に比較して分散が高いものの、仕事を始めて短期のものが多いことに変わりはない。

7) 健康保険に加入しているか

親の健康保険に加入しているものは、全体の約2割(19.1%)である。多くは本人の健康保険で、非正規雇用が多いことを反映して、国保が中心である(政府健保6.5%、国保41.3%、不明9.7%)。これらは在籍者、退所者とも共通している。1割近くが加入しておらず(9.4%)、これは在籍者にやや高い(在籍12.9%、退所6.1%)。未加入者の存在は、仕事がないこと、低収入、雇用形態の不安定に加えて、あるいはそれらと相互に関連して、社会保障制度からの社会的排除を意味する。

(3) 心身の健康状態と本人が抱えている問題・課題

1) 心身の健康状態

「心身の治療・支援の必要はない」と回答したものは全体の60.6%で、残りの約4割は何らかの治療的関わり・特別な支援を必要としている状態にある。これらは男女、在籍、退所別にみても、ほぼ同様である。内訳をみると「継続的な治療・支援を必要とする身体的な疾患・疾病」が6.1%、「支援を必要とする身体的

な障害」が2.3%、「支援を必要とする知的障害・発達障害」が10.2%、「治療・支援を必要とする精神保健上の疾患・障害・症状」が12.9%、「その他の治療・支援を必要とする心身の疾患・障害・症状や問題」が6.5%である。これらは、自立援助ホームの機能が「就労の支援」のみに限定されえないことをうかがわせる。

2) 年齢等との関係

年齢別にみると、入所時の年齢でみても調査時点の年齢で見ても、高年齢のところで心身の健康状態について治療・支援を必要とするものが多い(入所19歳以上100-44.4=65.6%、調査時20歳以上100-51.9=48.1%)。特に「精神保健」のところで多くなっていることに注意したい(入所19歳以上27.8%、調査時20歳以上22.2%)。また関わり機関、入所打診機関別では、「相談機関のみ」で「精神保健」にかかわる問題が多くなっている(23.9%)ほかは、大きな差異は見られない。

3) 現在抱えている問題・課題

本人が抱えている問題や自立をしていく上での課題について、自由回答を求めた。何らかの記述があったものが、約3分の1(33.9%)である。記述内容はそれぞれ個別的多岐にわたる。便宜的に分類すると、以下のような内容に触れている。

- ① 本人の能力・生活習慣に関わる諸問題。たとえば知的能力の遅れ・低さ、コミュニケーション能力の

低さ、金銭管理、浪費癖、基本的
生活習慣の乱れ、行動をコントロ
ールすることが出来ないこと、障
害などである。

- ② 本人の「意思・意欲」に関する諸
問題。たとえば就労意欲のなさ、
就労の継続の難しさ、意思の弱さ、
主体性のなさ、などである。
- ③ 社会関係の不調に多くは起因する、
本人の精神的諸問題。たとえば孤
独感、他者への信頼感の欠如、情
緒の不安定、薬物依存、自己肯定
感の低さ、人間関係への不安、虐
待の後遺症、などである。
- ④ 本人の社会関係と家族に関する諸
問題。たとえば保証人がいない、
親族からの援助がない、両親との
関係が悪い、交友関係の不良、家
族の問題への巻き込まれ、現在の
DV被害、などである。

これらは便宜的な分類であり、触れて
いない問題も多い。今後の検討が必要で
あるが、少なくとも自立援助ホームの利
用者に対する援助は、住居の提供と就労
の支援のみならず、それらを通して社会
関係の調整と主体的能力の形成まで広が
ることが確認できる。以下自由記述から、
いくつかの具体例をあげる。

- A 心と身体のバランスが欠けている
為、24時間つきっきりでの指導が
必要。社会人（働く）としての自覚
もなく、学習意欲も見られない。後
のことを考えず行動する為、自立に
向かっての課題は大変多い。頼れる
親族がいない。(16歳男性)

- B 基本的生活習慣の構築（食事の仕
方、部屋の整理整頓、掃除の仕方な
ど）、社会性を身につける（集中力を
持って物事を行う、身だしなみを整
える)。(17歳男性)

- C アパート自立したものの、それが
うまくいかなかったため、現在2度
目のホーム入所。 次の2点が自立
生活を困難にし、再入所の状況を生
み出したと思われる。①人暮らしに
より、金銭、時間などが自己管理と
なったが、枠組みのない生活＝欲求
のおもむくままに行動できる生活と
の勘違いが生じた。そのため、生活
費の使い込み、夜ふかしが日常的と
なり、就労にも支障をきたしてきた。
②実家に帰れない状態ではないので、
寂しさがつのと実家に入りびたり
となった→生活のみだれ→自立生活
の実質上の崩壊。このような状況か
ら、本児の自立を実現するうえでの
課題および支援としては、「自立（自
律）の本当の意味を認識してもら
うこと」「金銭取り扱いの具体的指導」
があげられる。(17歳男性)

- D 飽きっぽく、就労を続けることがむ
ずかしいこと。大人を信用しない(心
に壁をつくっている)。計画的にお金
を使うことができない。(17歳男性)

- E 実母は精神疾患。兄弟は不登校。
別居している実父は交通事犯で服役
中。こうした家族の問題にまき込ま
れる形になっている。本人自身の家
族への思いも強い。(18歳男性)

- F 親族が全くいない、親類からも見
放されている。今後様々な場面での

保証人となる人がいないので困るケースが考えられる。金銭管理がうまく出来ず（有れば使ってしまう）継続に管理と指導をしていく必要がある。（18歳男性）

G 養育者からの虐待問題があり、お姉さんと二人で住める場所を確保するまでの期限つき入所という形だが、家庭内の問題点がはっきりしていない状態にある。本人としてはお姉さんと二人で暮らすことを目指し仕事に生活にがんばっているのだが、先行きが見えないことへの不安がある。自立という形で退所していくか现阶段では判断できないが、他者に合わせて無理をしている様子があり、しかし決して無理をさせた相手に責めるような発言、態度には表さない優しい一面がある。しかし、溜め込んでしまっているようにも思えるので、これから出てくるかもしれない。この点が一つ課題として挙げられるように思う。（16歳女性）

H 不良交友。自分の限界以上のストレスを心にためこんでしまう。人間関係を保つことが必要。現在、退所にむけて動いている。（16歳女性）

I シンナー吸引がやめられない。仕事が長く続かず経済的に困窮している。（17歳女性）

J 世間、大人に対しての不信感。他人と関わることは出来るが、自分の意見、主張だけをして他人の話には、耳を傾けることができない。（20歳女性）

K 金銭感覚、大人との会話が出来、

仕事ののみこみも良いがしっかりとした人間関係を築くことが難しく、その場限りの対応で信頼を失う結果になりやすい。（16歳男性）

L 生育歴からしみついている「その日暮らし」の生活のスタイルの見直し。自覚。金銭の管理。（18歳男性）

M 知人宅で暮らし始めたが、妊娠・DVを受けていること。（16歳女性）

N 中途半端な受入先（母親・知人他）があることで逃げ道ができ本人自身で取組むべき課題に直面せずに済むこと。（19歳女性）

7 利用者にどのような支援が期待できるか（2005年調査）

（1）ホーム以外からどのような支援が期待できるか

1）親や親族から期待できる支援

親や親族からの期待できる支援が「特にない」と答えたものは全体の42.6%で、「わからない（7.1%）」をあわせると、約半数が家族を支援の資源として期待できない。これは、高年齢でやや高く（15歳 36.0%+4.0%、19歳以上 57.4%+7.4%）、非行系（28.8%+4.6%）に比較して養護系（49.5%+7.9%）でやや高い。「特にない」以外の回答は、金銭的な援助（14.2%）、精神的支え（22.3%）、帰省先・宿所の提供（27.2%）、保証人になる（22.6%）、である。どの項目も、10代後半から20歳過ぎの年齢層の子ども・青年にとっては、社会的自立の家庭でほぼ家族に期待できるものである。自立援助ホームの利用者の4人から5人に

ひとりしか、それらを期待できないことになる。

2) その他支えとして期待できるところ

家族・親族と当該ホーム以外に、支えとして期待できる人、機関等をたずねた。「特にない」と回答したものは、全体の4割(39.0%)である。男女、年齢、関わり機関別では、特に大きな違いは見られない。児童養護施設から入所打診のあったものは「特にない」の比率が比較的低く(25.0%)、生活をしていた施設とのつながりの意味は大きい。それでも少なくとも4分の1は、自立援助ホームから見て「支えとして期待できない」ことになる。

前項で検討した「親や親族から期待できる支援」の有無と、ここでの「特にない」ものをクロスすると(表7-1-9)、両方とも「特にない」ものが58名(18.7%)、両方に期待できるものが99名(31.9%)、親族のみに期待できるものが63名(20.3%)、親族以外の人・機関にのみ期待できるものが70名(22.6%)である。利用者の2割が、援助ホーム以外に支援を期待できる資源を持たないことになる。

支えとして期待できる機関・人がある場合、自由記述で回答を求めた。記述があったのは67名である。複数の機関・人をあげたものは15名で、うち2つを上げたものが14名、3つをあげたものが1名であった。出身の児童福祉施設(児童養護施設、自立援助ホーム)をあげたものが最も多く19名(30.2%)、他は学校13名(19.4%)、福祉事務所5名

(7.5%)、児童相談所11名(16.4%)、その他の関係機関・関係者16名(23.9%)、職場の人5名(7.5%)、知人・友人13名(19.4%)である。

(2) 退所後のホームとの交流と支援

1) 退所後にホームとどの程度交流があるか

退所者との交流の程度について、たずねた。前述のように、ここでの退所者とはホームを離れてから1年以内である。退所月は分散しているから、退所からの平均期間は約6ヶ月と考えられる。「頻繁に連絡・交流がある」ものは28.2%で、3割に満たない。あまり連絡・交流がない(28.2%)、ほとんど連絡・交流がない(27.0%)ともほぼ同じ比率である。「居場所が不明」であるものは12.9%になる。

年齢、入所打診機関、関わり機関別に見ると、年齢が高いほうがやや「頻繁に連絡・交流がある」ものが多く(16歳11.4%、20歳以上54.1%)、低年齢であるほど援助が届きにくいことが伺える。

在籍期間ごとに見ると、在籍期間が長いほど交流の程度が高いことがわかる(「頻繁にある」1ヶ月未満14.3%、2年以上56.3%、「居所不明」1ヶ月未満42.9%、2年以上6.3%)。退所後の交流は在籍時の関係形成に基盤があることが示される。

2) 退所後ホームで行った支援はなにか

退所後ホームで行った具体的支援について、自由記述で回答を求めた。記述があったのは163名中98名(60.1%)である。以下には、記述されている内容を

便宜的に分類し、それらに触れられているものの数を示す。各記述には濃淡があるし、またすべての活動が記載されるとも限らない。またホーム職員にとっては「当たり前」すぎるような支援は、かえって記載されていない場合も予想される。従ってこの作業はあくまで参考にとどまることに留意されたい。

A 職業にかかわること (13)、B 住居を捜すなど「住居にかかわること」(13)、C 金銭の貸与、借金の返済など「金銭にかかわること」(20)、D「食事の提供」(8)、F 福祉事務所や児童相談所、病院などの「関係機関との連携」(8)、G「家族関係にかかわること」(9)、H ホームへの来訪や行事への参加など「社会関係の維持、形成に関わること」(22)、I 話し相手、手紙のやり取りなど「相談」(52)、K 警察への動向、少年院への面会など「司法に関わること」(8)、M 入院の支援、妊娠出産への対応など「医療・保健に関わること」(5)、X 個別の数が 1,2 だったものを「その他」(6) とする。これらには、再入所希望、公共機関手続き、交通事故処理、不明時の捜索、保証人、宿所の提供等が含まれる。

3) 支援にかかった費用はどうしたか

こうした支援にかかった費用について、回答のあったものは 40 名であった。費用の内訳を見ると、1 万円以下 10 名、2～5 万円 15 名、6～10 万円 6 名、11～15 万円 5 名、20 万円 2 名、30 万円 1 名、87 万円 1 名である。費用の出所別に見ると、ホーム運営費からの支出では、回答

のあった 23 名中、10 万円以上のものは 7 名で、最高 47 万円を支出している。また職員の個人的負担の金額について見ると、回答のあった 13 名中 10 万円以上の支出は 5 名で、最高は 40 万円を個人的に支出している。

周知のように退所後の支援について、公的な財源があるわけではない。従って、退所後の支援は、ホーム運営費の持ち出ししか職員の個人的支出でまかなわれる。これは支援の幅を狭めると同時に、ホーム運営と職員にそれぞれ過度の負担を強いることになる。

D 考察

冒頭に述べたように、本調査の目的は自立援助ホームの利用者の実態を把握すること、それを通して支援のあり方を検討することであった。実態の把握に関わって指摘されたいいくつかの事実については、これまでの記述とまとめられた資料、あるいは付録の「研究結果の要約」を参照されたい。ここではそれらの事実から考えられる、自立援助ホーム利用者の社会的性格と支援の方向について、整理を試みたい。本調査では、自立援助ホームでの援助過程の分析を行っていない。また本報告書の分析では、個々の自立援助ホームごとの特徴についてもふれていない。従って以下の整理は、自立援助ホーム利用者を総体として捉えるという観点からなされる。

- 1) 利用者の負う社会的不利 — 貧困と社会的排除、自立の見通しの困難さ

主に 10 代後半の年齢層で構成されるある集団・社会層の、半数以上が親の離婚を、半数が養育者からの虐待を、3 割が住所不定を経験し、4 分の 3 が中卒か高校中退の学業達成しか持たず、半数近くが職場や学校などの所属する場を持たず、正規雇用は就労者の 2 割に過ぎず、4 割が治療、支援を必要とする心身の障害や症状を持つ。現在のわが国でこのような特徴を持つ集団・社会層があるとするれば、社会的公正は実現されていると考えることができるだろうか。上記のような自立援助ホームの利用者の社会的性格を、現在の同年齢層の子ども・青年の中において考えてみると、問題の深刻さがより鮮明に浮かびあがる。おそらく現在の日本で、最も社会的不利を負っている子ども・青年たちと考えられる。

2) 利用者の家族 — 小さな、あるいは崩壊した家族資源

加えて、彼らは通常同年齢の子どもたちが将来期待できる、あるいは現に受けている家族からの支援をほとんど期待できない。彼らの親も貧困や疾病といった生活困難、離婚や DV といった家族問題に直面し、広い意味での養育力を低下させているからである。

彼らの上述の諸困難は、直接的にはこうした家族の貧困と崩壊、あるいは養育力の低さから生み出されるが、同時に子ども・青年の社会的自立の支援を家族資源に依存する政策のあり方は、彼らの社会的不利をより深刻な、出口の見えにくいものにする。それは、家族が資源として不十分である場合に子どもを支えうる

社会的制度の手薄さを招き、問題を見えにくくするからである。

3) 支えている社会的施設 — 自立援助ホームの役割の大きさと限界
自立援助ホームに入所する以前、彼らの半数以上が児童養護施設などの「養護系」の施設に暮らした経験を持ち、半数弱が家庭裁判所、警察などの「非行系」施設・機関と関わった経験を持つ。4 分の 1 は「養護系」と「非行系」の諸機関に重複して関わっている。これらの諸機関・施設は、それぞれの活動の目的に「社会的自立」や「社会的更生」の理念を含んでいるだろう。とすれば、自立援助ホームはそれらの諸機関・施設では十分に果たせなかった「社会的自立」の課題に、継続して取り組んでいることになる。

このような他の諸機関、施設の不十分さを補完する性格と、前述の子どもが直面する困難の深刻さを考えあわせると、自立援助ホームが現実に果たしている社会的役割の重要性が理解できる。何よりも個々の子ども、青年にとってみれば、最後のよりどころとなっていることの意味は大きい。児童福祉制度の対象年齢を超えて 18 歳以上も実際のケアの対象としていることも、制度の隙間をうめる重要な位置にある。

にも関わらず、周知のように運営基盤の制度的保障は不十分である。そのことは、職員の個人的負担を大きくし、また処遇を限定的なものにする。「自立の見込み」が出来たことが退所理由であるものが 4 分の 1 に過ぎないことは、象徴的である。子どもが抱える困難を見ても、児

児童養護施設で暮らす子どもより深刻であるかも知れない。児童養護施設の条件でさえ十分ではない中で、それと同じように、あるいはそれ以上に深刻な困難を抱えた子どもをケアする場が「値切られて」おり、職員の善意と個人的負担にゆだねられている状態は、早急に改められる必要がある。

4) 問題の社会的性格 —それぞれの人生、社会的公正と公共の責任

親世代の負う社会的不利が、子どもが直面する諸困難を生み出す。その諸困難は、その渦中にある子ども・青年の社会的自立を難しくする。家族資源の小ささと社会的支援の希薄さが、彼らの困難をより深刻にする。結果として彼らは、社会的に排除され、不利をおった生活を余儀なくされる。基底にあるのは、このような問題のつながりである。

社会・公共政策の分野で世界的に大きな影響を与えている法哲学者であるロールズの言葉を借りれば、社会における最も重大な不平等は「人生の見込みに関する不平等」である（J.Rawls 「公正としての正義 再説」岩波書店）。社会的養護が、子どもの保護にとどまらず「社会的自立」の支援を含んでその目的を設定していることは、こうした問題のつながりを切り、この社会として受け入れがたい不平等に取り組むことであると、意味づけることが出来る。この意味で、こうした本報告書で記述してきた諸困難に直面する子ども、青年を支えることは、個々の子どもの権利を回復し人生を支えるとともに、社会的公正を実現する試みのひ

とつでもある。従ってその取り組みには、公共の責任がある。

5) ケアに関する公的責任の所在

ところで、本調査で対象とした自立援助ホームの利用者には、当該自立援助ホームを別にしても、制度的に規定された法的な責任を持つ多くの公的機関・施設が関わっている。また8割の子どもが児童相談所と関係しており、4割強は児童相談所から入所の打診を受けている。それぞれの機関・施設は当該の子どもを前にして、それぞれの責任を果たそうと努力してきたはずである。自立援助ホームも、支えのない子どもを支えようと、努力を続けている。こうした認識を前提にしてだが、それぞれの子どものケアに対する一貫した責任はどこが担っているのか、あるいは担うべきなのかという点が、さらに検討される必要がある。

この点に関して2006年調査では、以下の点が結果として得られた。

第1に、利用者の2割が「任意の契約」であり、利用に当たっての制度的根拠を持たない。利用開始時点で18歳未満のものでも、1割が「任意の契約」である。もちろん児童福祉法上の「援助措置」であれば問題がない、ということではない。財政的な運営基盤の脆弱性は基本的な問題として残る。また関係機関との役割分担と連携についても多くの課題があることは、自由記述からも伺える。しかしこれらに加えてこの「2割」は、公的な責任の所在が不明のまま、自立援助ホームの善意に依拠している可能性がある。この放置は容認されるべきだろうか。

第2に、約半数の事例で、ホーム以外に本来役割と責任を負うべき公的機関があると考えられている。これらの7割は自治体に属する機関である。またこれらには「援助措置」のものも含まれる。「援助措置」で公的責任が果たされているのではなくて、現実のケアと問題の対処の過程における役割と責任が問われているのだと考えられる。

特にホームへの入所年齢が18歳未満の場合、利用者の多くは児童福祉法上の要保護児童であると考えられる。従って現行の法制度を前提とすれば、児童相談所での措置と処遇計画を前提に、それぞれの子どもの必要に応じた生活の場と支援のあり方が、公的な責任において提供されることになる。そのひとつの選択肢が、自立援助ホームであるというのが、あるべき位置だろう。子どもの生活している場所がどこであれ、児童福祉法上は18歳までは要保護児童の処遇について公的責任が伴う。

しかしながら、ホームでの生活が「任意の契約」であるとするれば、「家族で生活できない事情にある」当該児童のケアに対して本来取られるべき公的責任は、どこが担っているのだろうか。それぞれの機関、施設の善意と責任を果たそうとする努力にも関わらず、一貫してみた場合責任の所在が不明で、支援に名乗りを上げた自立援助ホームが道義的に責任を負う、しかも財政的な裏づけを持たずに、という事例が仮にあるとすれば、それはやはり制度設計に問題があると考えざるを得ない。矛盾のしわ寄せは、自立援助ホームと子どもに行くことになる。この

点のさらなる実態の把握と検討は、今後の課題としたい。

E 結論

最後に調査結果と考察から示唆される、当面の政策的課題を整理しておきたい。

第1に、自立援助ホームの運営基盤を整備すること。職員の善意と努力に頼る運営は、子どもが抱えている困難の深刻さと、果たしている社会的役割の大きさを考えると、限界に来ている。

第2に、困難の中にある子ども、青年の社会的自立の支援を自立援助ホームのみの課題とするのではなく、これらに関わる諸制度を強化あるいは開発すること。こうした諸制度を整える中に、自立援助ホームを位置づける必要がある。

第3に、18歳を超えて20歳代前半までの年齢層に対応できる法制度をつくること。自立援助ホームを離れても問題が解決していない場合が多いこと、實際上18歳を超えた利用者があることが、この必要を示す。

第4に、子どものケアに関する、一貫した公的責任の所在について検討すること。

なお本研究は、多くの自立援助ホームの職員の方々のご理解と協力によってなされた。本来であれば子どもへの支援に割くべき時間を、調査票の記入にあてて頂いたことに、お詫びとともに感謝申し上げます。データ入力作業については、研究協力者以外にも多くの方々のご協力を得ている。記して感謝申し上げます。

自立援助ホーム利用経験者事例検討報告

分担研究者 潮谷恵美（久留米大学）

分担研究者 山田勝美（長崎純心大学）

主任研究者 村井美紀（東京国際大学）

研究要旨

本調査は本研究における他の数量的なデータに加えて自立援助ホーム利用者の事例研究を行うことで自立援助ホーム行ってきた援助を個別利用者の視点から明らかにし、要保護年長児童への自立支援の現状と課題の析出することを目的としている。あわせて、要保護年長児童の社会的自立支援における支援内容、自立過程について自立援助ホームを利用した当事者の体験という視点から行う検証の有用性についても検討することとした。調査方法は、自立援助補ホーム利用（退所）者 4 名並びに 4 名が自立援助ホーム入所時に関わりをもっていた自立援助ホーム職員（調査時現在も在職）それぞれに対する半構造化面接法によるインタビュー、入（在）所時の関係記録の閲覧によるデータ収集を用いた。調査内容は利用者から①自立援助ホームに来るまでの生活、②自立援助ホームに入所してから退所までに思ったこと、転機になったこと、③現在の暮らしについて、④今後の生活についての考えをきいた。あわせて入（在）所時に関わりを持っていた自立援助ホーム職員から、①現在の当該利用者の状況について②入所までの経緯と支援課題の設定や支援の内容、展開について、③自立支援のポイントと思われたこと（他の機関との連携、職員間のチームワークなども含めて）、④退所までのいきさつと退所後の支援状況についてきいた。さらに、入（在）所当時の関係記録より、インタビュー内容の客観的な補足情報を得た。本調査の分析はホーム利用者である要保護年長児童と「社会資源」との関係に焦点を絞って明らかにするという視点から行った。ホーム入所前、入所中、入所後の自立援助ホーム利用者と社会的資源の関係、利用者の要保護状態や生活や自立に向けたプロセス上の変化に着目し、そこからそれぞれの利用者にとって自立援助ホームの援助の内容と役割を提示することとした。事例検討の結果から要保護年長児童の自立の課題と自立援助ホームならびに職員が担っていた役割について以下の知見が得られた。1) 事例にみられた自立援助ホーム利用者（以下「利用者」）は、保護者もしくはそれに代わる親族のもとで私的養護の環境を失うか、あるいはそれが非常に弱く要保護性が高いことが推察される。2) 利用者は、入所以前に各種の社会資源（教育・保健医療・就労の場）へのアクセスを断ち切れ、または孤立した環境から入所している（「底つき体験」＝そこしか行く場所がない）。3) 自立援助ホームは、彼らの「底つき体験」からの回復を図るために「待ちの時間」を提供している。（「自分の居場所」の提供）4) 利用者は自立援助ホームの支援で、入所前に断ち切られた各種社会資源へのアクセスを回復していく（自立援助ホームは各種社会資源と利用者を結びつける役割を果たす）5) 当該自立援助ホームは、社会資源側から「保証人」としての役割を期待されていた。6) 当該自立援助ホームは、利用者の個別のニーズに対応したサービスを提供している。ことが明らかになった。事例からみられる自立援助ホームは要保護高齢児童の当事者にとっては、「自立」に向けたプロセスを安心して過ごせる「場」の提供であるだけでなく、在所期間に自立を阻害する要因となりそうな、これまで抱えてきたあるいは、自他それぞれに意識されてこなかった課題が明らかにある期間を過ごす「個別的な必要に応じた援助の展開が期待される場」となっているとみえよう。さらに必要に応じられる援助展開を望んでいくときに、要保護年長児童の援助ニーズを明らかにすることにおいて、当事者の入所前、入所中の生活体験の語りから得られるものは多いと期待できる。さらに本結果を受けて、ここに示された「自立支援機能を発揮できる自立援助ホーム」の要素を支え、強化できる基盤が自立援助ホームに確保されることが望まれた。